

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、県産鳴門わかめの認証制度について必要な事項を定め、その制度の普及と適切な運用を図ることにより、鳴門わかめに対する消費者の信頼を高め、もって本県わかめ漁業及びわかめ加工業を振興することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 県産鳴門わかめ

本県と香川県との県境から鳴門海峡までの播磨灘沿岸及び鳴門海峡から蒲生田岬までの紀伊水道沿岸で収穫され、県内に水揚げされたわかめ（以下「鳴門わかめ」という。）をいう。

(2) 鳴門わかめ加工業者

鳴門わかめを原料として、乾燥（輸送又は収穫後の調整の一環等として保存のために行うものを除く。）、塩蔵、加熱等の加工を行う者（簡易な加工を行う漁業者を含む。以下「加工業者」という。）をいう。

(3) 鳴門わかめ認証シール

この要綱で認証した鳴門わかめ商品に対して貼付けするシール（以下「認証シール」という。）をいう。

第2章 徳島県鳴門わかめ認定審査委員会

(審査委員会)

第3条 この要綱に基づく加工業者の認定（以下「認定」という。）及びその他必要な事項を審査するため、徳島県鳴門わかめ認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第3章 加工業者の認定

(認定の基準)

第4条 認定の基準（以下「認定基準」という。）については、別紙のとおりとする。

(認定の対象)

第5条 この要綱による認定の対象となる加工業者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 「徳島県水産加工業及び漬物製造業届出要綱」第3第1項の規定に基づく水産加工業届出事業者。
- (2) 県内に加工用施設を有する者。
- (3) 鳴門わかめを原料とした加工業者。
- (4) 原料のわかめについて、入荷から製品出荷までの加工工程の履歴を適切に管理している者。

(認定の申請)

第6条 認定の申請を行う加工業者（以下「申請者」という。）は、徳島県鳴門わかめ認

定申請書（以下「認定申請書」（別紙様式1）という。）、認証シール貼付商品生産計画書（以下「生産計画書」（別紙様式2）という。）及び誓約書（別紙様式3）を知事に正副2部提出し、申請する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請を行うことができない。
- (1) 食品の表示及び食品衛生に係る関係法令に違反して刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 食品の表示及び食品衛生に係る関係法令に違反し、これに基づく命令又は処分を受けた日から2年を経過しない者
 - (3) 第14条第1項第2号から第7号及び第9号の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (4) 法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者がある者

（認定の審査、決定等）

第7条 知事は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、申請の内容について、提出された書類の審査及び加工用施設等の実地検査を行う。

- 2 知事は、前項の規定による書類の審査及び実地検査の結果を審査委員会に諮り、審査委員会は、認定の審査をするものとする。
- 3 知事は、前項の規定による審査委員会の審査の結果、申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、当該申請者に対し、徳島県鳴門わかめ認定決定通知書（別紙様式4）を交付する。
- 4 知事は、第2項の規定による審査委員会の審査の結果、申請の内容が認定基準に適合しないと認めるときは、その理由を付して、当該申請者に通知する。

（認定書の交付等）

第8条 知事は、前条第3項に規定する徳島県鳴門わかめ認定決定通知書の送付を受けた申請者（以下「認定加工業者」という。）に対して、認定を証する書面（別紙様式5）（以下「認定書」という。）を交付する。

- 2 認定加工業者は、認定書を紛失し、又は破損したときは、認定書紛失・破損届出書（別紙様式6）を知事に提出し、認定書の再交付を受けるものとする。
- 3 前項の規定に基づき認定書の再交付を受けた後に紛失した認定書を発見した場合は、速やかに知事に返納しなければならない。

（認定の有効期間）

第9条 認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定の日から3年目の11月末日までの3年を超えない期間とする。

（認定の更新）

第10条 認定加工業者は、認定期間の満了後、引き続き認定を受けようとするときは、認定期間の更新をすることができるものとする。

- 2 前項の規定による認定期間の更新を申請する認定加工業者は、その認定期間の満了する年の10月1日から10月31日までの間に徳島県鳴門わかめ認定更新申請書（別紙様式7）を知事に提出するものとする。
- 3 第1項の規定により更新される認定期間は、更新前の認定期間の満了する日から3年

間とする。

(認定の内容の変更)

第11条 認定加工業者は、認証を受けた内容に次のいずれかに該当する変更が生じた場合は、遅滞なく徳島県鳴門わかめ認定事項変更申請書（別紙様式8）により知事に申請しなければならない。

- (1) 認証シールを貼付けている商品（以下「認証商品」という。）を変更しようとするとき。
- (2) 認証商品の包装を変更しようとするとき。
- (3) 認証商品の販売量を第6条第1項規定により提出した生産計画書の5%を超えて増減しようとするとき。
- (4) その他知事に対する報告が必要と認める事実が生じるとき。

2 前項に該当しない軽微な変更が生じた場合は、徳島県鳴門わかめ認定事項変更届出書（別紙様式9）により知事に届け出なければならない。

(認定廃止届)

第12条 認定加工業者は、事業の廃止、その他理由により認定が必要なくなった場合には、遅滞なく徳島県鳴門わかめ認定廃止届出書（別紙様式10）を知事に提出し、認定書を知事に返納しなければならない。

(加工実績等の報告)

第13条 認定加工業者は、毎年12月25日までに実績報告書（別紙様式11）により前年の12月1日から当該年度の11月30日までの鳴門わかめの加工状況を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、認定加工業者に対して隨時に加工状況及び加工履歴等に関する報告を求め、必要な指示を行うことがある。
- 3 知事は、前項に定めるほか、認定期間内において、認定加工業者の施設に対し必要な立入検査を実施することがある。

(認定の取消し等)

第14条 知事は、認定加工業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことがある。

- (1) 認定基準その他、この要綱に定める認定の要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (3) 前条第3項の規定に基づく検査を正当な理由なく拒んだとき。
 - (4) 前条第3項の規定に基づく検査により偽装が認められたとき。
 - (5) この要綱の規定に基づく届出若しくは報告を怠り、又は指示に従わなかつたとき。
 - (6) 認定書を偽造、変造し、又は不正使用したとき。
 - (7) 認証シールを偽造、変造し、又は不正使用したとき。
 - (8) 生産、処理、加工製造若しくは販売を廃止し又は1年間以上中止したとき。
 - (9) その他、認定の制度の運用に重大な支障を来す行為又は鳴門わかめの信用を著しく損なう行為があったとき。
- 2 知事は前項の取り消しを行った場合において、関係法令に違反があると認めた場合は、その旨を公表する。
- 3 第1項の規定により、認定を取り消された認定加工業者は、認定書を知事に返納しな

ければならない。

- 4 第1項の規定により、認定を取り消された認定加工業者は、未使用の認証シールを認証シール発行機関へ返納するとともに、流通している認証商品を速やかに自主回収しなければならない。

(認定加工業者の遵守事項)

第15条 認定加工業者は、食品の表示及び食品衛生に係る関係法令並びにこの要綱の規定を遵守すること。

- 2 認定加工業者は、自らの鳴門わかめ加工商品に食品表示の問題が発生したときは、自らその責任を負わなければならない。
- 3 認定加工業者は、認証に係る記録帳票等を、事業年度終了後3年間保管すること。

第4章 認証シールの発行等

(認証シール発行審査)

第16条 知事は、第3条の規定による審査委員会に認証シールの発行について諮り、審査委員会は認証しようとする商品の審査を行うものとする。ただし、第11条第2項に基づく徳島県鳴門わかめ認定事項変更届出書における軽微な変更の場合は除く。

- 2 審査委員会は、第6条第1項の規定により提出された認定申請書及び生産計画書等に基づき、認証しようとする商品の認証シール発行審査を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定による審査の結果、及び第11条第1項の規定による徳島県鳴門わかめ認定事項変更申請書（第1項に基づく軽微な変更を除く。）に基づき、認証シール発行が適合していると認めるときは、当該申請者及び知事が指定する認証シール発行機関（以下「発行機関」という。）に対し、認証シール発行決定通知書（以下「発行決定通知書」（別紙様式12）という。）を交付する。

(認証シール)

第17条 認証シールの図案については、別紙様式13のとおりとし、これに関する一切の権利は、徳島県に帰属するものとする。

(認証シールの発行等)

第18条 発行機関の指定を受けようとする者は、認証シール発行機関指定申請書（別紙様式14）を知事に提出し、知事の指定を受けなければならない。

- 2 発行機関は、認証シールを発行する際、知事との協議に基づき、発行事務に必要な経費を徴収することができる。
- 3 発行機関は、第16条第3項の規定による認証シール発行決定通知書に記載した発行枚数を上限に認定加工業者に対して認証シールを発行する。ただし、第11条第2項の規定により、認証商品の5%以内の増減の届出があった場合は、徳島県鳴門わかめ認定事項変更届出書に記載された枚数の範囲内で認証シールを発行する。
- 4 発行機関は、認証シール発行状況報告書（別紙様式15）により、前年の12月1日から当年11月30日までの認証シールの発行状況を知事に報告しなければならない。
- 5 第3項に基づき認証シールの発行を受けた認定加工業者は、認証シールを認証商品の容器包装に貼付け又は印刷することができる。

(生産計画書の提出等)

第19条 前条第3項の規定に基づき認証シールの発行申請を行った認定加工業者（以下

「認証シール申請業者」という。)は、認定申請初年度を除き毎年11月末までに生産計画書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された生産計画書に係る認証シール発行審査を第16条第1項に準じて実施するものとする。

(認証シール申請業者の遵守事項)

第20条 認証シール申請業者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 認定申請時に提出した「生産計画書」に記載された商品以外に認証シールを使用しないこと。
- (2) 認証シールを第三者に譲渡しないこと。
- (3) 認証シールの使用状況について、書類を整備し、かつ、これらの書類を認定の日から3年間保存すること。

第5章 雜則

(機密の保持)

第21条 認定の業務に携わる職員は、認定の業務に関して知り得た秘密を関係者以外に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(庶務)

第22条 この要綱に関する事務は、危機管理部県民くらし安全局安全衛生課、商工労働部商工政策課及び農林水産部水産課において処理する。

(その他必要な事項)

第23条 この要綱に定めるもののほか、徳島県鳴門わかめの認証等について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月21日から施行する。

(別紙)

徳島県鳴門わかめ認定基準

- 第1 生産又は加工から製品の出荷に至るまでの全行程で追跡が可能となる入出庫及び加工履歴の管理が行われていること。
- 第2 わかめの原料原産地について、「鳴門わかめ」原料原産地生産者証明書で確認できること。
- 第3 簡易加工された県産鳴門わかめを仕入れて加工する場合には、全ての加工業者の加工履歴を、仕入れ先から引き継いでおくこと。
- 第4 認証シールを貼付する商品の容器包装には、製造者の氏名又は名称及び住所を記載していること。なお、製造者の記載は、製造所固有記号による方法を除くものとする。
- 第5 認証シールを貼付する商品に使用するわかめは、全量、県産鳴門わかめであること。
- 第6 県が行う検査に適合していること。また、県が行う定期的な検査を受けること。
- 第7 加工にあたっては、衛生に十分注意を払い、食品衛生法に基づいた適切な品質管理を行っていること。
- 第8 徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱及び関係法令を遵守していること。
- 第9 その他、徳島県鳴門わかめ認定審査委員会が必要と認める事項を満たしていること。

(別紙様式1)

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県鳴門わかめ認定申請書

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第6条第1項の規定により、認定を受けたいので次のとおり申請します。

1 事業所の概要

わかめ加工品の種類	
加工用施設の所在地	
認証シール貼付 希望商品の有無	有・無

2 添付書類

- (1) 過去1年間のわかめ原料の産地別取扱量がわかる書類(別紙1)
- (2) 今後1年間のわかめ原料の産地別取扱計画書(別紙2)
- (3) 過去1年間に仕入れた鳴門わかめの原料原産地生産者証明書の写し
- (4) 徳島県水産加工業及び漬物製造業届出要綱に基づく水産加工業届出済書の写し
- (5) その他必要な書類

(別紙1)

過去1年間の原料わかめ取扱量

期間： 年 月 ~ 年 月

わかめの形態 ^{*1}	原料の産地 ^{*2}	入荷重量 (kg)	備考

※1 わかめの形態欄には、「原藻」、「もと茎」、「芽かぶ」、「ボイル塩蔵芯抜」、「ボイル塩蔵芯付」、「ボイル塩蔵中芯」、「ボイル塩蔵もと茎」、「乾燥糸わかめ」、「灰干し糸わかめ」のいずれかを記載すること。

※2 原料の産地は、「徳島県産」、「兵庫県産」、「三陸産」、「その他国産」、「中国産」、「韓国産」等と記載すること。

※3 既存の様式でこれらの内容がわかるものであれば様式は問わない

(別紙2)

今後1年間のわかめ原料取扱計画書

期間： 年 月～ 年 月

わかめの形態 ^{*1}	原料の産地 ^{*2}	入荷重量 (kg)	備考

※1 わかめの形態欄には、「原藻」、「もと茎」、「芽かぶ」、「ボイル塩蔵芯抜」、「ボイル塩蔵芯付」、「ボイル塩蔵中芯」、「ボイル塩蔵もと茎」、「乾燥糸わかめ」、「灰干し糸わかめ」のいずれかを記載すること。

※2 原料の産地は、「徳島県産」、「兵庫県産」、「三陸産」、「その他国産」、「中国産」、「韓国産」等と記載すること。

※3 既存の様式でこれらの内容がわかるものであれば様式は問わない

(別紙様式2)

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

認証シール貼付商品生産計画書

番号	商 品 名	内容量 (g)	塩分含量 (g)	販売実績数量 (個数)	予定販売数量 (個数)
1					
2					
3					
4					
5					
計				○○個	○○個

記載欄が不足する場合は適宜追加しても差し支えない。

※1 貼付しようとする商品が無い場合は商品名の欄に「該当なし」と記載すること。

※2 毎年12月1日から翌年11月30までの1年間の生産計画を記載すること。

新規に認定を受けようとする加工業者にあっては、認定後から11月30までの
計画数量を記載すること。

※3 商品名が同一で容量が異なる商品がある場合は、内容量ごとに記載すること。

添付書類

認証シールを貼付しようとする商品の包装（表裏が確認できること）

(別紙様式3)

年 月 日

誓 約 書

徳島県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県鳴門わかめ認定の取得にあたり、次のとおり誓約します。

- 1 食品の表示及び食品衛生に係る関係法令を遵守するとともに、徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱の規定を遵守します。
- 2 自らの製造する鳴門わかめ加工商品に食品表示の問題が発生したときは、自ら責任を持って対処します。
- 3 交付された鳴門わかめ認証シールは、認められた商品にのみ貼付し、適正に使用します。

(別紙様式4)

徳島県鳴門わかめ認定決定通知書

番 号
年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第7条第3項の規定により認定します。

1 認定番号 第 号

2 認定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

(別紙様式5)

認定書

認定番号 第 号

有効期限 年 月 日

住 所

氏名又は名称

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第8条第1項に基づき、徳島県鳴門わかめ認定基準に適合していることを証します。

○○年○月○日

徳島県知事

(別紙様式6)

年 月 日

徳島県鳴門わかめ認定書紛失・破損届出書

徳島県知事 殿

申請者 住 所

氏 名 印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで認定された徳島県鳴門わかめ認定書を次の理由により、紛失（破損）しました。

については、徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第8条第2項の規定に基づき認定書を再交付していただきたく届出します。

1 認定番号

2 紛失（破損）の場所

3 紛失（破損）の年月日

4 紛失（破損）の状況

(別紙様式7)

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 第 号
申請者 住 所

氏 名 印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県鳴門わかめ認定更新申請書

年 月 日付けで認定された徳島県鳴門わかめ認定について、次のとおり期間の更新を受けたいので、徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第11条第2項に基づき申請します。

1 事業所の概要

わかめ加工品の種類	
加工用施設の所在地	
認証シール貼付 希望商品の有無	有・無

2 添付書類

- (1) 過去1年間のわかめ原料の産地別取扱量がわかる書類(別紙1)
- (2) 今後1年間のわかめ原料の産地別取扱計画書(別紙2)
- (3) 過去1年間に仕入れた鳴門わかめの原料原産地生産者証明書の写し
- (4) 徳島県水産加工業及び漬物製造業届出要綱に基づく水産加工業届出済書の写し
- (5) その他必要な書類

(別紙様式8)

年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 第 号
申請者 住 所

氏 名 印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県鳴門わかめ認定事項変更申請書

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第11条第1項の規定により、認定の内容に変更がありましたので、次のとおり申請します。

1 変更事項

2 変更の理由

添付資料

認証シールを貼付する商品の変更及び商品包装の変更の場合、別紙様式2及び商品の包装を添付すること。

その他、変更事項がわかる書類を添付すること。

(別紙様式9)

徳島県知事 殿

認定番号 第 号
届出者 住 所

氏 名 印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県鳴門わかめ認定事項変更届出書

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第11条第2項の規定により、申請内容に変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	旧
	新
変更の理由	

添付資料

その他、変更事項がわかる書類を添付すること。

(別紙様式10)

年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 第 号
届出者 住 所

氏 名 印

(法人、団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県鳴門わかめ認定廃止届出書

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認定廃止の理由

添付資料

認定書を添付すること。
その他、廃止理由がわかる書類を添付すること。

(別紙様式 1 1)

平成 年 月 日

徳島県知事 殿

認定番号 第 号

住 所

氏 名

印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

実績報告書

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第13条第1項の規定により、鳴門わかめ加工商品の実績について次のとおり報告します。

番号	商品名	内容量 (g)	塩分含有量 (g)	販売数量 (個数)	認証シール 使用の有無
1					
2					
3					
4					
5					
計				〇〇個	

※半製品のみの出荷を行っている加工業者にあっては、製造出荷した半製品の総量を加工形態ごとに記載すること。

(別紙様式12)

認証シール発行決定通知書

番号
年月日

住所所名
氏名 殿

徳島県知事

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第16条第3項の規定により、次の商品について、
認証シールの発行を決定しました。

番号	商品名	内容量(g)	塩分含有量(g)	販売予定数量(個)
1				
2				
3				
4				
5				
計				〇〇個

(別紙様式1 3)

鳴門わかめ認証シール図案



(別紙様式14)

認証シール発行機関指定申請書

年　月　日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第18条第1項の規定に基づき、認証シール発行機関の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

組織の概要

団体名	
代表者名	
住所	
電話番号	

(添付書類)

- ・団体規約
- ・会員名簿

(別紙様式15)

認証シール発行状況報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

印

(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

徳島県鳴門わかめ認証制度実施要綱第18条第4項の規定に基づき、認証シール発行状況を報告します。

1 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 発行枚数

	認定加工業者名	認定番号	発行枚数(枚)
1			
2			
3			
4			
5			
計			